

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し

○ほう素（単位：mg/L）

（参考）一般排水基準：海域以外の公共用水域に排出されるもの：10 mg/L、海域に排出されるもの：230 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30	R1. 7. 1～ R4. 6. 30	同左	30	R4. 7. 1～ R7. 6. 30
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40		同左	40	
金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100		同左	100	
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	50		同左	40	当分の間
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500		旅館業（1 リットルにつきほう素 500 ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300	
			旅館業（1 リットルにつきほう素 500 ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500	

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

○ふっ素（単位：mg/L）

（参考）一般排水基準：海域以外の公共用水域に排出されるもの：8 mg/L、海域に排出されるもの：15 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12	R1. 7. 1～ R4. 6. 30	同左	12	R4. 7. 1～ R7. 6. 30
電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15		同左	15	
電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40		同左	40	
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15		同左	15	当分の間
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30		同左	30	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50		同左	50	

○硝酸性窒素等（単位：mg/L）

（参考）一般排水基準：100 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
下水道業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130	R1.7.1～ R4.6.30	同左	一般排水基準	—
酸化コバルト製造業	120		同左	一般排水基準	
畜産農業	500		畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300	R4.7.1～ R7.6.30
			畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400	
			畜産農業（上記以外）	一般排水基準	—
ジルコニウム化合物製造業	600		同左	350	R4.7.1～ R7.6.30
モリブデン化合物製造業	1,400		同左	1,300	
バナジウム化合物製造業	1,650		同左	1,650	
貴金属製造・再生業	2,800		同左	2,800	